

近畿地方整備局
資 料 配 布

配布日時	平成１６年８月１０日 １４：００
------	---------------------

件 名	” 近畿地方整備局管内で「道の駅」が新たに２駅登録 ” 合計９０駅に
-----	---------------------------------------

概 要	平成１６年８月９日、国土交通省道路局長により新たな「道の駅」が登録され、近畿地方整備局管内では ” マキノ追坂峠 ”（滋賀県） ” 伊勢本街道 御杖 ”（奈良県）の２駅が加わり、合計で９０駅になりました。
-----	--

取り扱い日時	_____
--------	-------

同 時 配 布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
---------	---------------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 TEL 06-6942-1141（代表） 06-6945-9107(夜間直通) 課長補佐 木戸 一善 （内線 4512）
--------	---

近畿の「道の駅」について

- 近畿の「道の駅」が、新たに2駅増えて、90駅になりました -

この度、近畿地方整備局管内において、新たに以下の2駅の「道の駅」が登録（第20回登録）され、平成5年の第1回登録からの合計で90駅になりました。

今後、下表の国土交通省各事務所において、伝達式を行う予定です。

「道の駅」名	所在地	伝達式予定 事務所
マキノ追坂峠 おっさかとうげ	滋賀県高島郡マキノ町 たかしまぐん ちょう	滋賀国道事務所
伊勢本街道 御杖 いせほんかいどう みつえ	奈良県宇陀郡御杖村 ならけんうだぐん みつえむら	奈良国道事務所

登録日：平成16年 8月 9日

（参考）全国では新たに43駅が登録され、785駅になりました。

【別添参考資料】

参考資料 - 1：近畿の「道の駅」位置図

参考資料 - 2：今回登録された近畿の「道の駅」概要

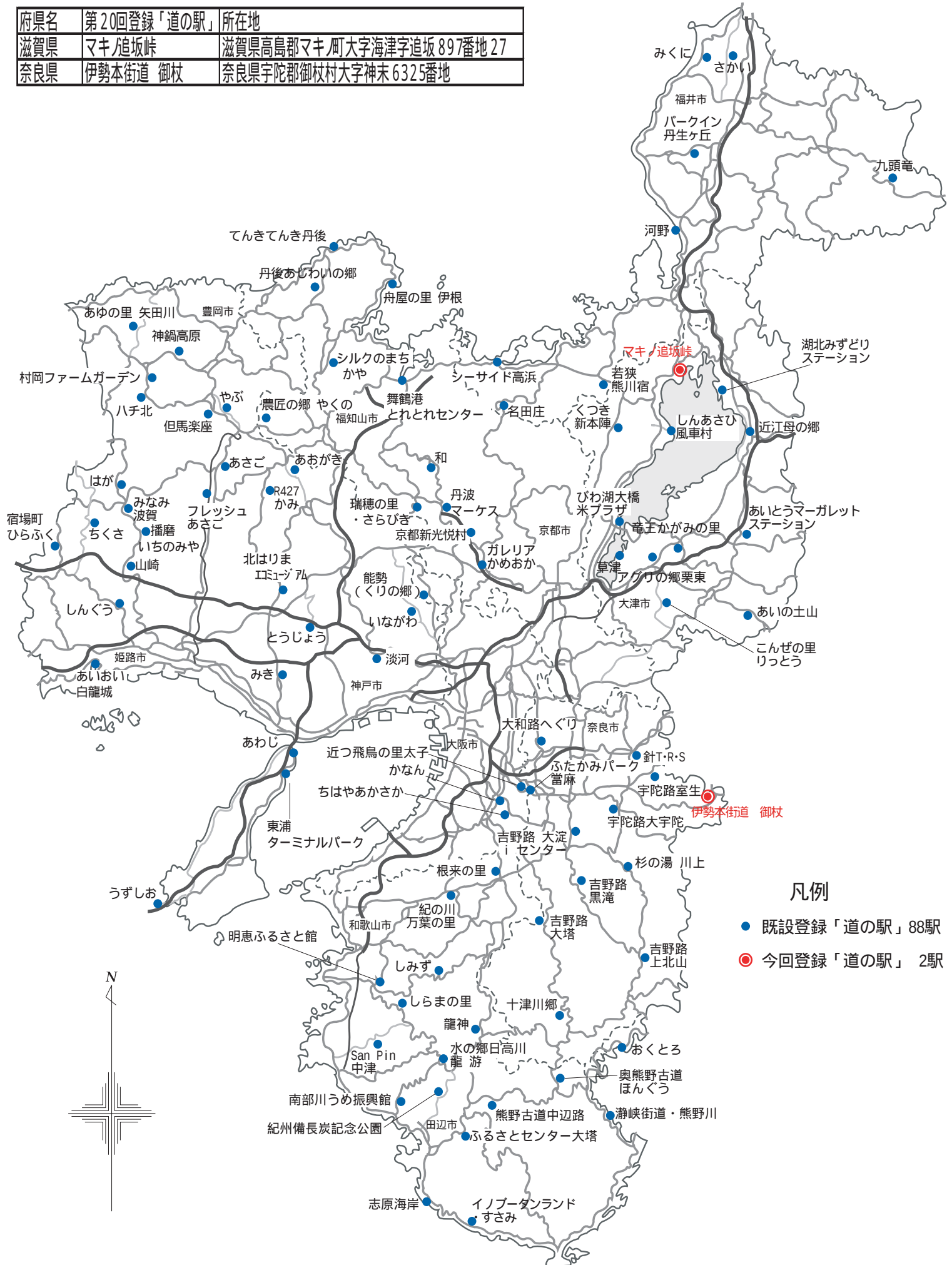
参考資料 - 3：近畿の「道の駅」整備状況一覧

参考資料 - 4：「道の駅」とは

参考資料 - 5：「道の駅」ができるまで

第20回「道の駅」登録箇所位置図 近畿地方整備局

府県名	第20回登録「道の駅」	所在地
滋賀県	マキノ追坂峠	滋賀県高島郡マキノ町大字海津字追坂 897番地 27
奈良県	伊勢本街道 御杖	奈良県宇陀郡御杖村大字神末 6325番地



今回登録された近畿の「道の駅」概要

駅名（路線名）	マキノ追坂峠 ^{おっさかとうげ} （一般国道１６１号）
所在地 電話・FAX	滋賀県高島郡マキノ町大字海津字追坂 ^{しがけんたかしまぐん} ８９７番地 ^{ちょうおおあざかいづあざおっさか} ２７ ^{ばんち} 電 話：未定 FAX：未定
施設内容	駐車場６９台、トイレ２１器（身体障害者用有り） 公衆電話、情報提供装置、休憩施設、 地域振興施設（物産販売、レストラン、パン加工、そば製麺、 地域情報提供）
特徴	マキノ町は、琵琶湖と山に囲まれ、四季の移ろいの鮮やかな自然豊かな町であり、年間８０万人を超える観光客を集める観光リゾート地であります。 特にこの道の駅地先は、北陸と近畿を結ぶ幹線道路であり、交通量が多く、中継地点として重要な場所であり、北陸からの来訪者が最初に琵琶湖が眺望出来る所です。 四季折々の観光情報や、自然の豊かな町であることを伝えるため、道の駅の整備に努め、地域の振興と広域的情報の発信に努めるものです。
休館日 営業時間	未定
供用予定日	平成１６年１０月１日

連絡先：マキノ町産業振興課

電 話：０７４０－２７－１１２４

FAX：０７４０－２７－１１２９

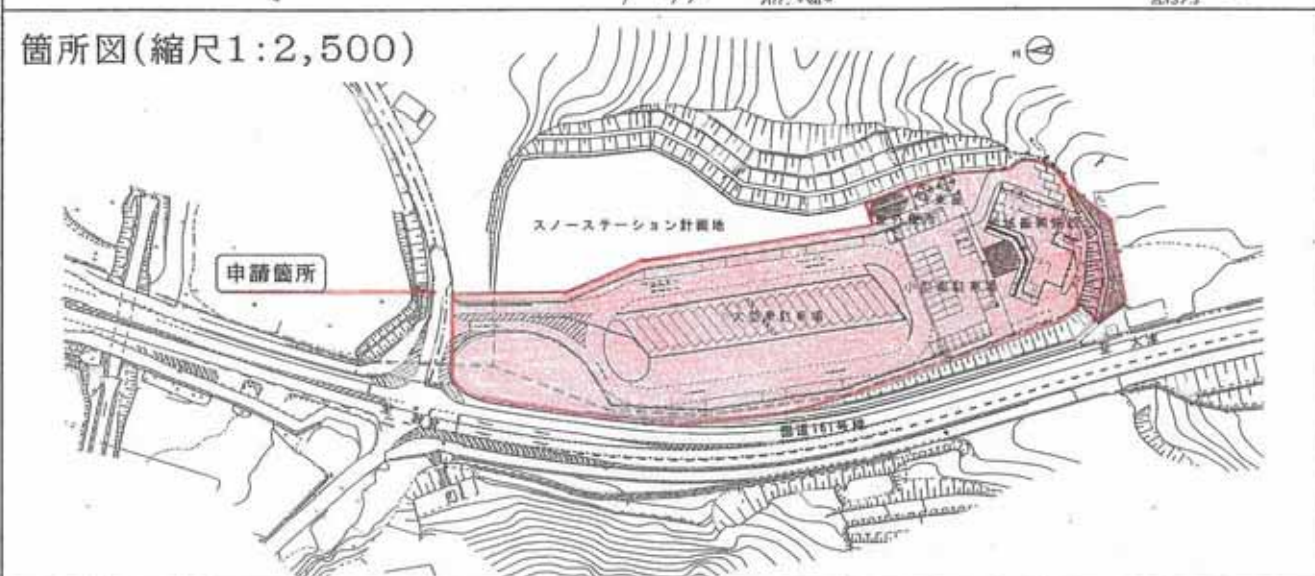
施設の位置図及び配置図

駅名	マキノ追坂峠	路線名	一般国道161号
所在地	滋賀県高島郡マキノ町大字海津字追坂897番地27		

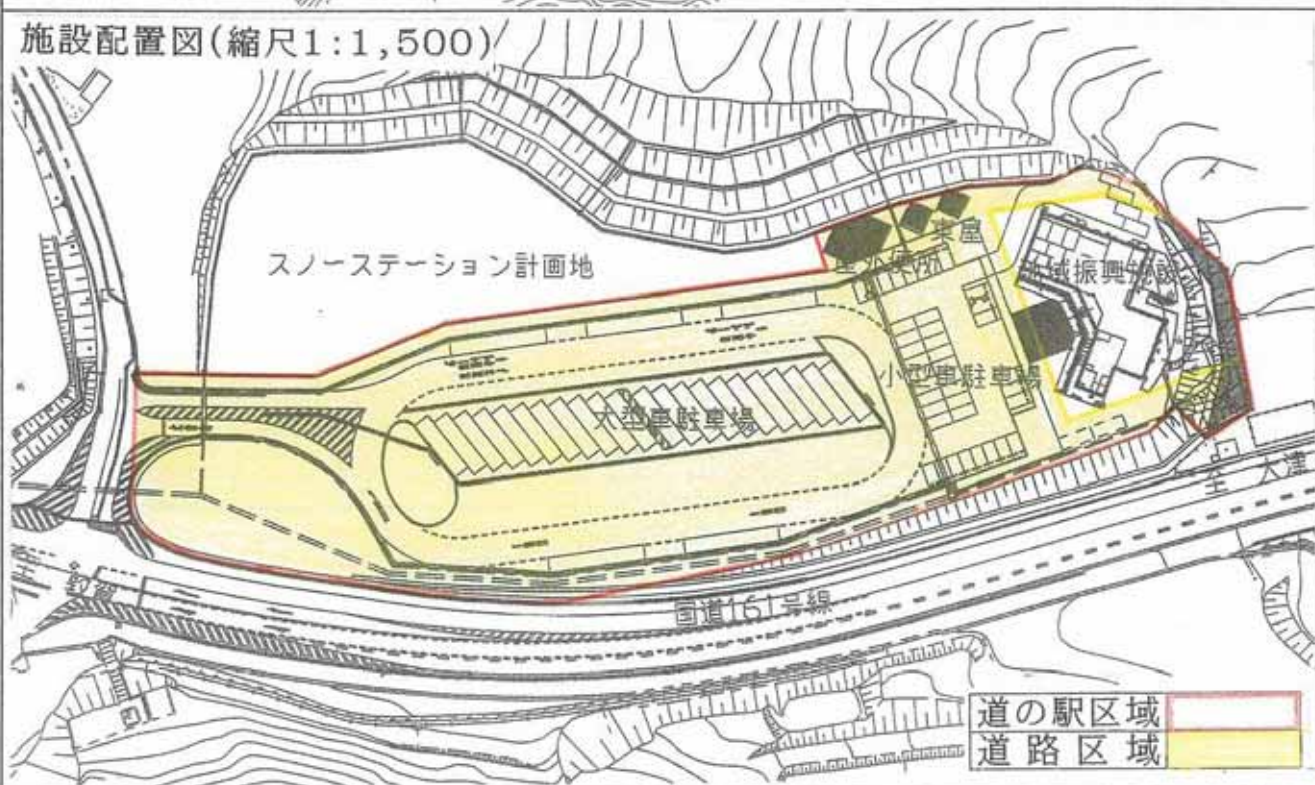
位置図(縮尺1:25,000)



箇所図(縮尺1:2,500)



施設配置図(縮尺1:1,500)





道の駅：マキノ追坂峠

今回登録された近畿の「道の駅」概要

駅名（路線名）	いせほんかいどう みつえ 伊勢本街道 御杖（一般国道３６８・３６９号）
所在地 電話・ＦＡＸ	ならけんうだぐんみつえむらおおあざこうずえ ばんち 奈良県宇陀郡御杖村大字神末６３２５番地 電 話：０７４５－９５－２６４１ ＦＡＸ：０７４５－９５－６０２６
施設内容	駐車場９３台、トイレ２５器（身体障害者用有り） 公衆電話、情報提供施設、 地域振興施設（農林水産物直売所、レストラン、温泉温浴施設、 温泉給湯施設）
特徴	当地は、大和と伊勢・伊賀地方のちょうど中間に位置しており、中世の頃は、伊勢本街道の宿場町として栄えた歴史性豊かなところです。 当駅は、２４時間利用可能な駐車場・トイレ・電話をはじめ、村内または近隣市町村の観光・イベント情報、道路情報等の提供、さらに御杖村の特産物や季節の野菜の直売所、ドライバーの無料休憩コーナーを設け、温泉温浴施設・レストランなどの地域振興施設を併設し、多様なサービス提供と地域内外の交流促進を図ります。
休館日 営業時間	毎週火曜日 １２月２７日～１２月３１日
供用日	平成１６年７月２４日 （道の駅としては８月９日より）

連絡先：御杖村産業建設課

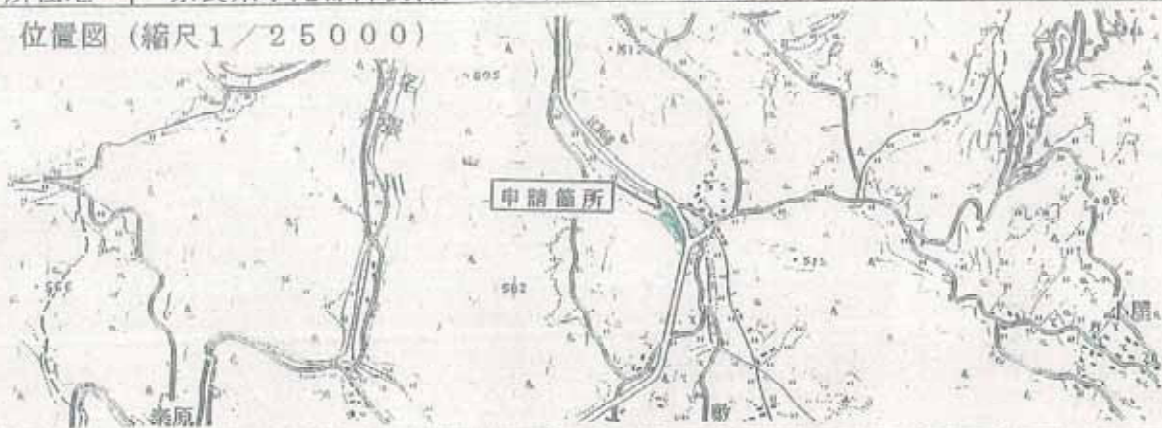
電 話：０７４５－９５－２００１

ＦＡＸ：０７４５－９５－６８００

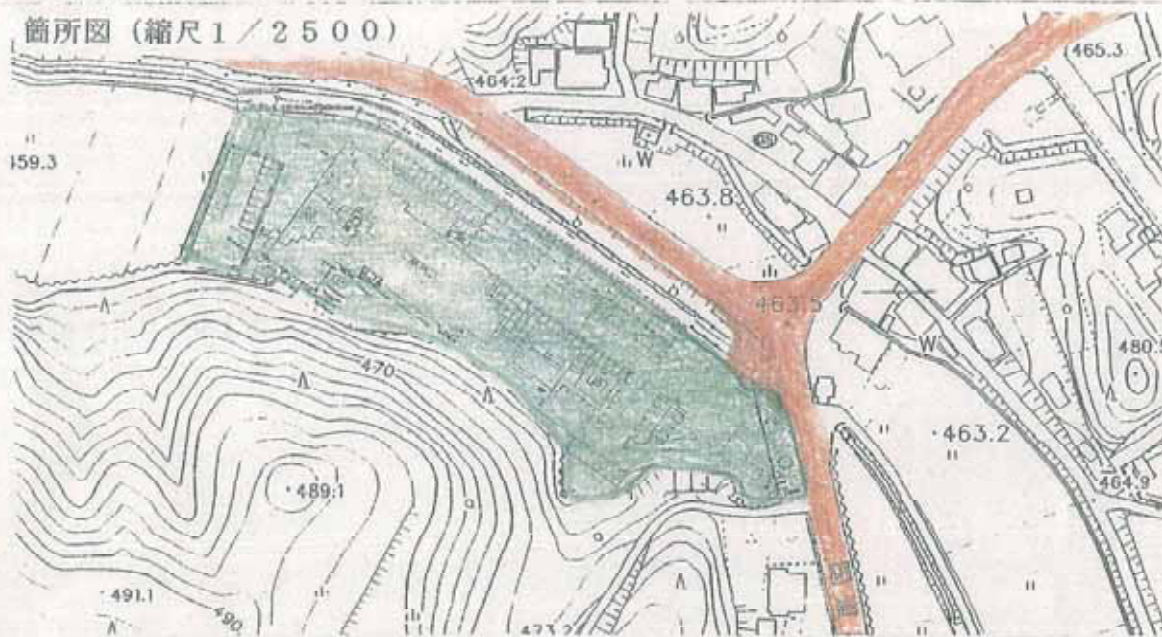
施設の位置図及び配置図

駅名	伊勢本街道 御杖	路線名	一般国道368号・369号
所在地	奈良県宇陀郡御杖村大字神末6325番地		

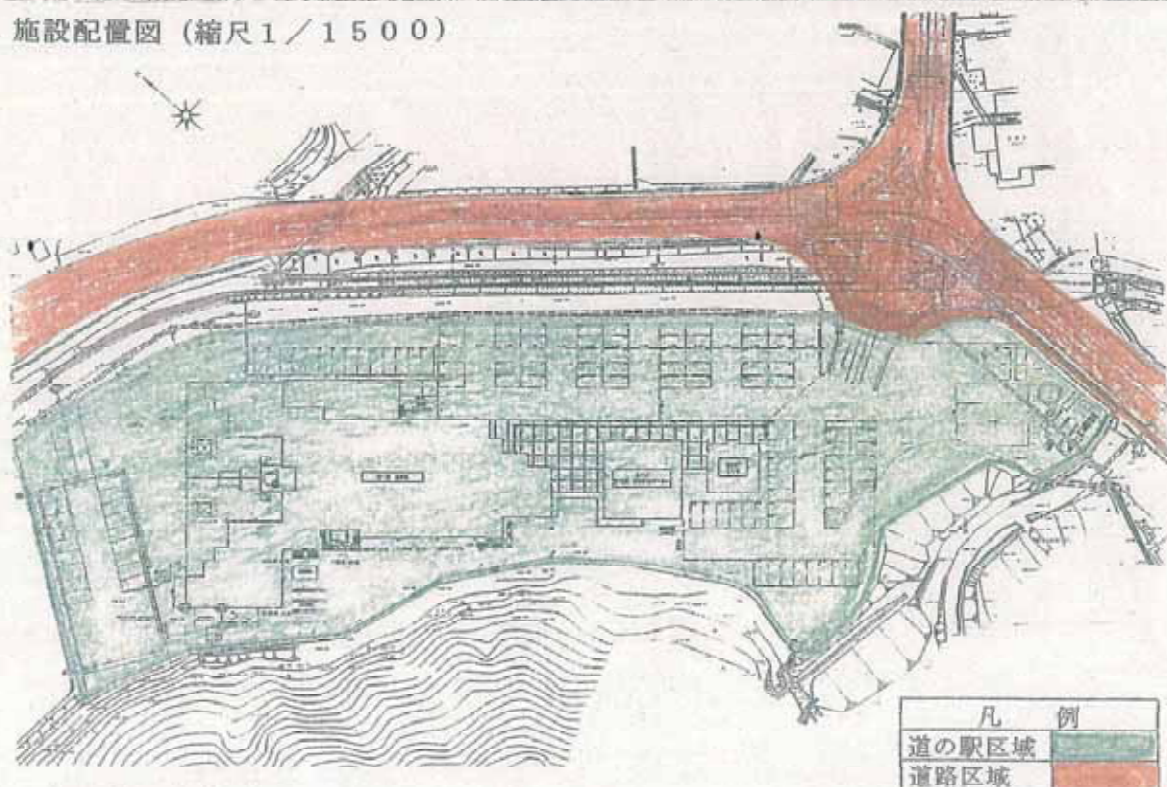
位置図 (縮尺1/25000)

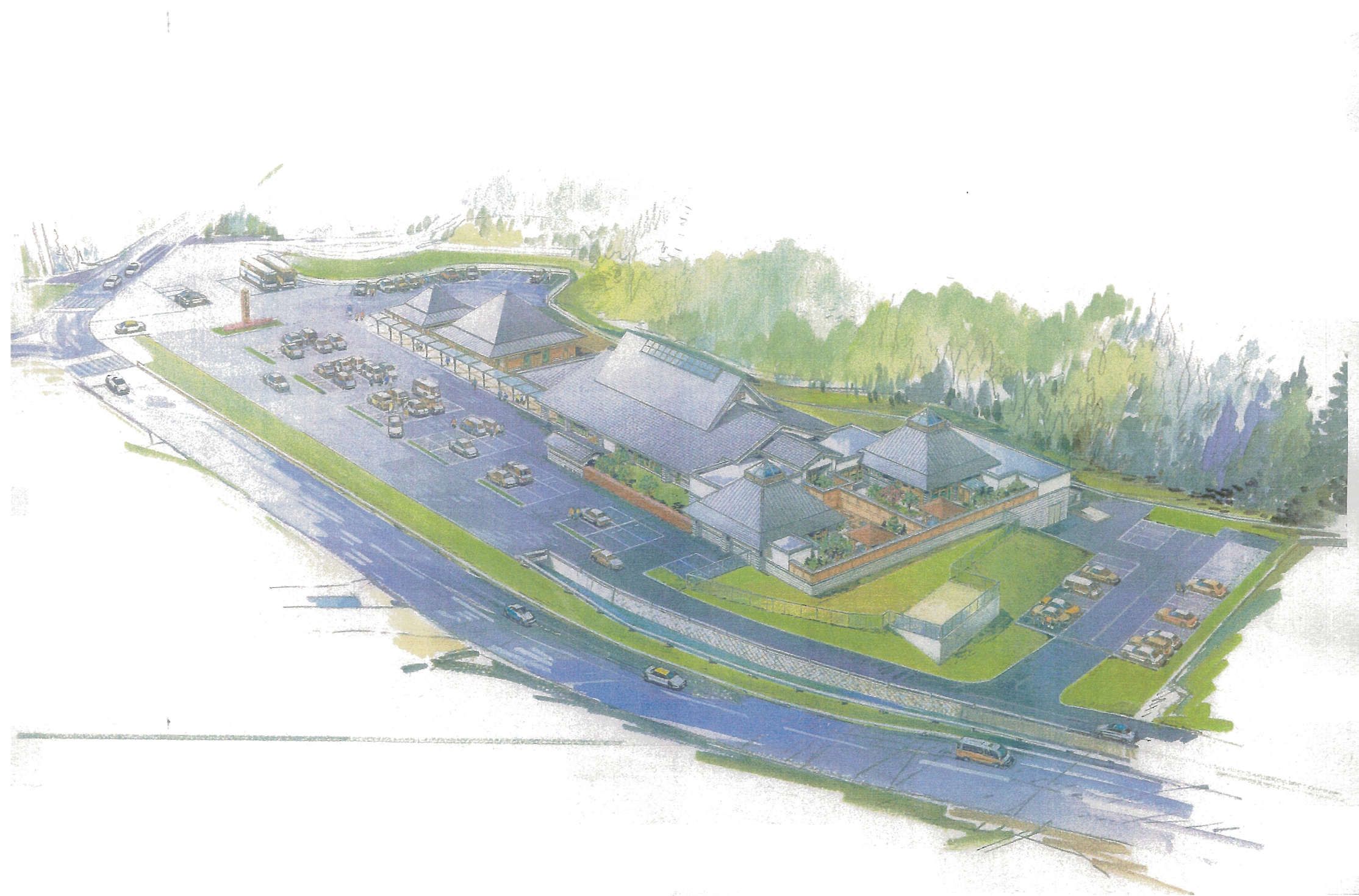


箇所図 (縮尺1/2500)



施設配置図 (縮尺1/1500)





道の駅:伊勢本街道 御杖

近畿の「道の駅」整備状況一覧表 (1 / 3)

府県名		「道の駅」名	路線名	所在地
福 井	1	河野 こうの	国道 8 号	福井県南 条郡河野村 なんじょう こうの
	2	九頭竜 くすりゅう	国道158号	福井県大野郡和泉村 おおの いずみ
	3	パークイン丹生ヶ丘 にゅうがが	国道417号	福井県丹生郡朝日町 にゅう あさひ
	4	名田庄 なだしょう	国道162号	福井県遠敷郡名田庄村 おんじょう なだしょう
	5	みくに	国道305号	福井県坂井郡三国町 さかい みくに
	6	若狭熊川 宿 わかさくまがわじゅく	国道303号	福井県遠敷郡上中町 おんじょう がみなか
	7	さかい	(主)福井金津線	福井県坂井郡坂井町 さかい さかい
	8	シーサイド高浜 たかはま	国道27号	福井県大飯郡高浜町 おおい たかはま
滋 賀	1	あいの土山 つちやま	国道 1 号	滋賀県甲賀郡土山町 こうが つちやま
	2	くつき新本陣 しんほんじん	国道367号	滋賀県高島郡朽木村 たかしま くつき
	3	しんあさひ風車村 ふうしゃむら	国道161号	滋賀県高島郡新 旭町 たかしま しんあさひ
	4	あいとうマーガレットステーション	国道307号	滋賀県愛知郡愛東町 え ち あいとう
	5	びわ湖大橋米プラザ こおほしこめ	国道477号	滋賀県大津市 おおつ
	6	近江母の里 おうみほ	(主)大津能登川長浜線	滋賀県坂田郡近江町 さかた 近江
	7	こんぜの里りっとう さと	(主)栗東信楽線	滋賀県栗田郡栗東町 くりだ りっとう
	8	湖北みずどりステーション こほく	県道湖北長浜線	滋賀県東浅井郡湖北町 ひかしあさいくんこほく
	9	草津 くさつ	県道近江八幡大津線	滋賀県草津市下物町 くさつ 下物
	10	竜 王かがみの里 りゅうおう	国道 8 号	滋賀県蒲生郡竜王町 がもうりゅうおうおうちよう
	11	アグリの郷栗東 さと	県道片岡栗東線	滋賀県栗東市 りゅうとうじ
	12	マキノ追 坂峠 おっさかどうげ	国道 1 6 1 号	滋賀県マキノ町
京 都	1	舟屋の里 伊根 ふなや さと い ね	国道178号	京都府与謝郡伊根町 よさ い ね
	2	シルクのまち かや	国道176号	京都府与謝郡加悦町 よさ かや
	3	てんきてんき丹後 たんご	国道178号	京都府竹野郡丹後町 たけの たんご
	4	和 なごみ	国道27号	京都府船井郡和知町 ふない わ ち
	5	ギャラリーかめおか	国道 9 号	京都府亀岡市 かめおか
	6	丹波マーケス たんば	国道 9 号	京都府船井郡丹波町 ふない たんば
	7	瑞穂の里・さらびき みずほ	国道173号	京都府船井郡瑞穂町 ふない みずほ
	8	農 匠の郷やくの のうじょう	国道 9 号	京都府天田郡夜久野町 あまたぐんやくの
	9	舞鶴港とれとれセンター まいづる	国道175号	京都府舞鶴市字下福井 まいづる あさしもふくい
	10	京都新光悦村 きょうとうしんこうえつむら	(主)園部平屋線	京都府船井郡園部町 ふない そのべ
	11	丹後あじわいの郷 たんご	(主)網野岩滝線	京都府竹野郡弥栄町 たけのぐんやきがちよう

○ 数字：今回登録された「道の駅」

近畿の「道の駅」整備状況一覧表（ 2 / 3 ）

大 阪	1	ちはやあかさか	国道309号	大阪府 南 河内郡千早赤坂村
	2	近つ飛鳥の里太子	国道166号	大阪府 南 河内郡太子町
	3	能勢（くりの郷）	国道173号	大阪府豊能郡能勢町
	4	かなん	国道309号	大阪府南河内郡河南町
兵 庫	1	はが	国道29号	兵庫県宍粟郡波賀町
	2	山崎	国道29号	兵庫県宍粟郡山崎町
	3	あさご	国道312号	兵庫県朝来郡朝来町
	4	ちくさ	県道若桜南光線	兵庫県宍粟郡千種町
	5	神鍋高原	国道482号	兵庫県城崎郡日高町
	6	村岡ファームガーデン	国道 9 号	兵庫県美方郡村岡町
	7	やぶ	県道物部養父線	兵庫県養父郡養父町
	8	但馬楽座	国道 9 号	兵庫県養父郡養父町
	9	みなみ波賀	国道29号	兵庫県宍粟郡波賀町
	10	しんぐう	国道179号	兵庫県揖保郡新宮町
	11	R 4 2 7 かみ	国道427号	兵庫県多可郡加美町
	12	あおがき	(主)青垣柏原線	兵庫県氷上郡青垣町
	13	ハチ北	国道 9 号	兵庫県美方郡村岡町
	14	あわじ	(主)福良江井岩屋線	兵庫県津名郡淡路町
	15	みき	国道175号	兵庫県三木市
	16	うずしお	県道鳴門観潮線	兵庫県三原郡南淡町
	17	播磨いちのみや	国道29号	兵庫県宍粟郡一 宮町
	18	フレッシュあさご	国道312号	兵庫県朝来郡朝来町
	19	宿場町ひらふく	国道373号	兵庫県佐用郡佐用町
	20	あゆの里矢田川	(主)香住村岡線	兵庫県美方郡村岡町
	21	とうじょう	県道平木東 条線	兵庫県加東郡東 条町
	22	いながわ	(主)川西篠山線	兵庫県川辺郡猪名川町
	23	東 浦ターミナルパーク	国道28号	兵庫県津名郡東 浦町
	24	北はりまエコミュージアム	国道175号	兵庫県西脇市
	25	あいおい白 龍 城	国道250号	兵庫県相生市
奈 良	1	吉野路大塔	国道168号	奈良県吉野郡大塔町
	2	吉野路上北山	国道169号	奈良県吉野郡上北山村
	3	杉の湯川上	国道169号	奈良県吉野郡川上村

○ 数字：今回登録された「道の駅」

近畿の「道の駅」整備状況一覧表（ 3 / 3 ）

府県名		「道の駅」名	路線名	所在地
奈良	4	吉野路黒滝	国道309号	奈良県吉野郡黒滝村
	5	ふたかみパーク当麻	国道165号	奈良県北葛城郡当麻町
	6	宇陀路大宇陀	国道166・370号	奈良県宇陀郡大宇陀町
	7	十津川郷	国道168号	奈良県吉野郡十津川村
	8	宇陀路室生	国道165号	奈良県宇陀郡室生町
	9	針 T・R・S	国道25号	奈良県山辺郡都祁村
	10	大和路へぐり	国道168号	奈良県生駒郡平群町
	11	吉野路大淀 i センター	国道169号	奈良県吉野郡大淀町
	12	伊勢本街道 御杖	国道368・369号	奈良県宇陀郡御杖村
和歌山	1	しみず	国道480号	和歌山県有田郡清水町
	2	S a n P i n 中津	県道御坊美山線	和歌山県日高郡中津町
	3	ふるさとセンター大塔	国道311号	和歌山県西牟婁郡大塔町
	4	龍 神	国道371号	和歌山県日高郡龍 神村
	5	イブ・タラント・すさみ	国道42号	和歌山県西牟婁郡すさみ町
	6	志原海岸	国道42号	和歌山県西牟婁郡日置川町
	7	熊野古道中辺路	国道311号	和歌山県西牟婁郡中辺路町
	8	しらまの里	国道424号	和歌山県有田郡金屋町
	9	南部川うめ振興館	国道424号	和歌山県日高郡南部川村
	10	紀州備 長 炭記念公園	(主)田辺龍 神線	和歌山県田辺市
	11	瀬 峡街道・熊野川	国道168号	和歌山県 東 牟婁郡熊野川町
	12	紀ノ川万葉の里	国道24号	和歌山県伊都郡かつらぎ町
	13	奥熊野古道ほんぐう	国道168号	和歌山県 東 牟婁郡本宮町
	14	おくとろ	国道169号	和歌山県 東 牟婁郡北山村
	15	水の郷日高川 龍 游	国道424号	和歌山県日高郡龍 神村
	16	明恵ふるさと館	国道480号	和歌山県有田郡金屋町
	17	根来の里	(主)泉佐野岩出線	和歌山県那賀郡岩出町
神戸市	1	淡河	(主)三木三田線	神戸市北区淡河町

○数字：今回登録された「道の駅」

「道の駅」とは

1. 「道の駅」の背景とコンセプト

背景

- ・長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄れ、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。
- ・また、人々のライフスタイルの多様化により、地域の文化、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを楽しむことができる個性的な休憩施設が求められています。
- ・さらに、地域にあっては、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるような機能をもつ休憩施設が求められています。

共通コンセプト

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町が手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。

2. 「道の駅」づくり

「道の駅」は地方自治体等が設置する地域振興施設と道路管理者が設置する休憩施設を複合化した施設であり、駐車場、トイレ、案内所、電話等の基本的施設に加え、地域の歴史、特産物等の情報を提供し、個性豊かな賑わいの場となるよう、地域の主体的な創意工夫により多様なサービスを提供する施設が付加されます。

「道の駅」は沿道の市町村等と道路管理者が一体となって整備を行うところに特徴があります。

3. 「道の駅」が備えるサービス等

設置位置

- ・休憩施設としての利用のしやすさ、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置に設置

提供サービス

- ・駐車場・トイレ・電話は24時間利用可能
- ・親切な情報提供

施設構成

- ・休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・清潔なトイレ、道路や地域の情報を提供する施設
- ・様々なサービス施設

地域側施設の設置者

- ・市町村または市町村に代わり得る公的な団体

配慮事項

- ・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮
- ・景観に十分配慮し、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画

「道の駅」ができるまで



市町村等*

*市町村等とは、市町村または市町村に代わり得る公的な団体のことです。



地域振興施設等の計画・構想

地域の特色を生かした物産販売所や資料館等を計画。

休憩施設の計画・構想

交通安全施設等の整備事業による新たな一般道路の休憩施設の整備を計画。

道路管理者

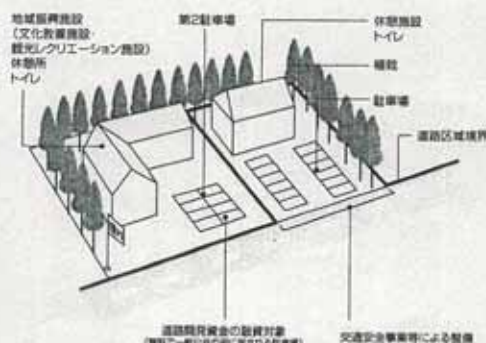
「道の駅」の整備に関する事業制度について

「道の駅」をつくるためには、次のような関連する事業・制度が活用されます。

■「道の駅」施設の整備には…

自動車駐車場（駐車パーキングエリア）、トイレ等については、交通安全施設等整備事業等の道路事業により整備することができます。

市町村等が独自に整備する地域振興施設（文化施設、観光レクリエーション施設）の整備に対しては、それぞれの目的に合った補助金等（各種の補助制度など）を利用することができます。また、地域振興施設のうち、無料で一般公共の用に供される駐車場、休憩施設等の部分については、道路開発資金による低利融資制度があります。



コンセプト、施設計画等の調整

「道の駅」に関する協定

「道の駅」とは、道路利用者に快適な休憩と質の高いサービスを提供する施設であるという基本を踏まえ、その地域の特色を生かした個性豊かな施設を設置するよう、市町村等と道路管理者が十分な協議を行ないます。

「道の駅」の整備計画策定



市町村等が整備する地域振興施設等

地域の特性・特色を活かした地域振興施設を整備します。

たとえば、

- 地域の特産物を活かしたレストラン、物産販売所
- 景観を活かした公園、休憩所
- イベント広場
- 文化、歴史を活かした郷土資料館、美術館などの施設を整備します。

また、必要に応じて第2駐車場を設けることも考えられます。



市町村等及び道路管理者が共同で整備する施設等

利用者に多様な情報を提供する施設を整備します。

たとえば市町村などは、

- 地域その他の情報を提供する施設
- 案内所
- 道路管理者は、
- 道路情報の提供施設など



案内・サービス施設には原則として案内人を置き、きめ細かい情報を提供します。

道路管理者が整備する駐車場等の休憩施設等

利用者が無料で利用できる十分なスペースの（交通量・立地条件・施設内容等に応じて需要に対応できると認められる程度のもの）駐車場を整備します。駐車場の他にもトイレ、園地、休憩所などのいろいろな施設が考えられます。「道の駅」の施設内の整備の他に、「道の駅」のシンボルマークを用いた案内板を周辺の道路に設置したり、道路時刻表や道路地図にも同じシンボルマークで掲載します。



「道の駅」の維持・管理は？

「道の駅」をより快適なものにするために、毎日の管理は市町村や公益法人などが中心となって行ないます。安心して休憩でき、しかも必要な情報が得られる「安心と信頼の拠点」となるような安全管理体制を充実させます。特にトイレは、清潔で気持ちよく利用できるかどうか、駅全体のイメージを大きく左右します。「道の駅」では、トイレの維持・管理にも十分配慮します。

「道の駅」OPEN

このようにして市町村等と道路管理者が一体となって「道の駅」がオープンします。



登録

登録

市町村等が単独で整備する施設

- 地域特産の農水産物の販売センター● 駐車場● 公園・遊園地● イベント広場● 宿泊施設● 休憩所● レストラン● トイレ● 郷土資料館● 美術館● 地域情報の案内所などの市町村等が独自に建設・整備した施設。

市町村等が、単独で整備した施設については、「道の駅」のコンセプトを満たす施設であれば、当該施設の存する都道府県の関係する道路管理者が推薦することを証する資料を添えて申請し、登録することが可能です。